

国見町中小企業者等 人材育成支援 事業補助金



役員及び従業員の経験や能力向上のための**資格取得**や
研修の受講・開催の取り組みを行い、人材育成を通じた
経営力の向上を図る事業者を支援します！

対象・申請期間

令和8年1月30日(金)まで

※予算額に達した時点で受付終了となります。

補助対象者要件

補助対象者

- ①国見町内の中小企業者等であること
- ②町税を滞納していないこと
- ③代表者又は役員等が暴力団員等に該当するものではないこと



補助対象事業

- ①職業技能に関する研修や試験又は検定等の受講や受験
- ②職業技能に関する研修の開催

※詳しくは
裏面まで



補助金

最大 **10万円**

補助率 2 / 3

※対象経費の全額を町内企業に
発注した場合は3/4

補助対象期間：令和7年5月1日(木)～令和8年1月30日(金)

国見町人材育成支援事業補助金

検索

お問い合わせ

国見町産業振興課商工観光係
国見町商工会
福島信用金庫国見支店

TEL 024-585-2238
TEL 024-585-2280
TEL 024-585-2321



補助対象事業経費一覧表

補助対象事業	補助対象経費
公的団体、研究機関等が実施する職業技能に関する研修の受講、試験又は検定等の受験	研修に係る受講（受講に必須の教材費等含む）、試験又は検定料 ※資格の更新及び普通自動車第一種運転免許取得は除く
役員や従業員を対象とした公的団体、研究機関等から派遣される者が講師を務める職業技能に関する研修の開催	講師に係る旅費及び謝金、賃借料（会場使用料、物品賃借料） ※毎年又は定期的に開催される社内研修等は除く

補助対象外経費

公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）、振込手数料、受講者及び受験者に係る旅費、その他町長が不適当と認める経費

事前審査から補助金交付までの流れ

